納税の公平性確保に努めています

滞納処分までの流れ

納期限までに納付がないと・・



促

納期限から20日以内に督促状を発送します。





くなります。 収しますので、 滞金も発生し、

税は納期限までに納めましょう。

お早めにご相談ください。限までに納付が困難な場合は、

苦しくなった…等の理由で納期

失業や事業不振などで生活が

病気やケガで働けなくなった

:金も発生し、税と合わせて徴また、滞納の期間に応じて延

さらに負担が重

文書や電話、訪問などにより納付を催告します。 それでも納付がない場合は、



財産調査

金融機関・保険会社・勤務先などに対して照会を 行い、差し押さえ可能な債権がないか調査しま す。さらに、不動産がないか、自動車の所有など についても調査します。

また、建物(居宅)内を捜索し、差し押さえ可能 な動産がないか、調査を行う場合もあります。



差し押さえ



差し押さえ後に納付があれば、差し押さえを 解除します。しかし、納付がなければ・





換価・充当

預貯金や給与は、代位により取り立てをし、生命 保険等は代位で解約し、解約返戻金を市税に充当 します。動産や不動産は公売により売却し、代金 を市税に充当します。

■問い合わせ 税務課 納税係 **☎**75−6115 付をしている方との公平性を欠 状態を滞納といい、 ないケースがあります。 だいていますが、 られた納期限までに納めていた し、納付を催告しても納付され なさまの暮らしのために大切に 期限までに税が納付されな 多くの市民のみなさまに定め 督促状を発送 期限内に納

の滞納処分を行います。 査などを行い、差し押さえなど うことはありませんが、 てはならない」と定められて や相談もないまま放置する 左図の流れにより、

収職員は「差し押さえをしなく 日以内に納付がない場合は、 ただちに差し押さえを行 財産調 何の連 徴 10

納期限内の納税が困難 災害や盗難で被害を受けた 場合はご相談ください

年度末は滞納処分の 強化期間です

滞納処分を強化しています

税法では、

みなさまから納めていただく

貴重な財源として、

み

ありませんか?もう一度ご確 ください。 けて、 ています。 これから3月までの年度末に 滞納処分の強化期間と 納め忘れの市税は

平成21年度の差し押さえ状況(12月末まで)

| ○ 預貯金 | | 89件 |
|--------------|---------|------|
| ○生命保険・学資保険など | | 15件 |
| ○ 給与、 | 、報酬、委託料 | 3件 |
| ○ その他の債権 | | 10件 |
| ○ 不動産 | | 3件 |
| ○動産 | (自動車含む) | 2件 |
| | 計 | 122件 |

差し押さえにより換価し、市税に充当した金額 および納付された金額 21,891,598円